

令和2年第8回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年8月26日
13時30分～14時

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

令和2年第8回海老名市農業委員会定例総会

令和2年8月26日「令和2年第8回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一	5番 小島 富士男
6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人	9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫	11番 宮墓 功	12番 金指 満	13番 二見 務
14番 大矢 美知子			

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第43号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

審議事項は次のとおりである。

(1) 農地転用届出による専決処分について

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は会長職務代理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、深澤職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員

6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、9番委員、10番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3から5ページ、4. 報告事項の(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書6ページ、日程第1、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地法第5条では、農地を転用する目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されてお

ります。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号8、申請地は、下今泉■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■■■■■■平米、■筆になります。現況は、畑です。転用者は、東京都新宿区西新宿■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■株式会社、■■■■■■■■■■支店、執行役員常務支店長、■■■■■■■■■■、譲渡人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、転用の目的は、仮設駐車場としての一時転用、権利の種類は、賃借権の設定、使用期間は、令和3年、来年の8月31日までになります。現地の案内図につきましては、資料1-1をご覧くださいと思います。

資料は、こちらの1-1のほかに、土地利用計画の平面図及び断面図をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見を伺います。7番委員。

【7番委員】 ■■■■さんの行政書士が来られまして、問題ないと思われましたので、署名いたしました。問題ないと思われます。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 申請地南側の市道235号線を挟んで、申請地の南側で工事を行っている■■■■■■■■■■株式会社が、工事の関係者のための仮設駐車場として一時的に農地を転用したいという旨の申請になります。■■■■■■■■■■株式会社は、現在、申請地の南側で、物流倉庫の建設を行っておりますが、工事の進捗に伴って、工事現場内に車両を停車することが困難になってくるため、当該地での申請に至ったそうです。

資料1-1の左下、農地区分をご覧ください。農地の立地基準につきましては、こちらは第2種農地になります。これは、申請地が市街化区域から500メートル以内に存する農地で、農地の規模が10ヘクタール未満であることから判断ができます。第2種農地は、申請に係る農地に替えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる場合、つまり、代替地がある場合ですと許可とならない土地ですが、逆に代替地がない場合のみ許可となる立地区分になります。また、転用期間が3年以内の一時転用である場合には、例外的に立地区分に関し

ては許可と、要件を満たすという取扱いになることから、立地基準については問題がないと判断しております。

では、資料1-2をご覧ください。こちらが土地利用計画図になります。こちらの図は、上側が北を指しております。計画としては、申請地を整地して養生シートと鉄板を敷き、周囲をポールとトラロープで囲い、仮設駐車場とする計画となっております。車両につきましては、35台分の従業員駐車場とする計画となっております。車両の出入りにつきましては、南側の市道からのみ行うとなっております。

続きまして、雨水排水処理について説明をさせていただきます。図面にもありますとおり、申請地の南西角、左下のところに既存の排水ますが設置されております。通常はここに水が流れて、その後、西側の河川に排水がされておりますが、今回、申請地を一面鉄板敷きにしますので、平時より表面排水が排水ますに大量に流れ込むことが予想されます。そこで、排水に支障を来さないよう、南西角にポリタンク、こちらにノッチタンクと記載されておりますが、ポリ製のノッチタンクを設置するそうです。このポリタンクで一定量排水を受けた後に、一定量を排水ますに流せるよう施工するとのことです。

また、こちらのポリ製のノッチタンクのほうには吸着マットというものを中に入れるということで、それにより、排水から油分ですとか、そういったものを取り除いて、なるべくきれいな水を排水するというふうになっております。

続いて、資料1-3の断面図をご覧くださいければと思います。A-A断面、B-B断面、C-C断面とございます。A断面が申請地を東西に、BとCが南北に切った断面になります。切り盛りは特にしない計画になっております。また、B断面のところに、排水ますの横にタンクが設置されることが確認できると思います。

説明につきましては以上でございます。こちらについては問題ないと事務局では判断しております。

以上です。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 昨日は現地調査を行いまして、現地の状況は、申請地の状況といたしましては、農地として管理がされているという状況にございました。ただ、隣接いたします南側の道路を通して出入りをするという状況でありますので、その出入りに際する道路を使用する関係での注意を促してほしいなと思う点と、それから、あと、周りは北側並びに東側については、農地でございますので、今回、申請地を利用するに当たっては、鉄板を敷いてということですから、恐らくそんなに高さは変わらないのだというふうに思いますけれども、排水が的確に行われるように、隣地の排水も含めて、その辺のところを指導をお願いしたいなといった点でございます。そのほかは特に支障はないというふうに思われます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号8について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号8について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第43号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 それでは、説明させていただきます。

まず、生産緑地の制度についてなのですが、農地の所有者の権利救済の観点から、生産緑地法第10条に、市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることができるという規定がございます。申し出るための要件ですが、1つ目といたしましては、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、2つ目は、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不

可能とさせる故障を有することとなった場合です。2つ目と3つ目の場合に買取り申出をするときには、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要がございます。今回、この主たる従事者についての証明願いが提出されまして、市長へ生産緑地を買い取るように申し出ますと、市が買い取るか買い取らないかの通知を申出受付日から1か月以内に行います。市が買い取らない場合には、農林漁業を行う当事者へあつせんをいたしまして、あつせんが整わなければ、買取り申出を受けた日から3か月後に行方制限の解除が申出者に通知されるという仕組みになっております。

このまま説明に入らせていただきます。

受付番号2、申請者は、今里■■■■■■■■■■、■■■■さん、買取り申出事由は、主たる農業従事者の故障でございます。買取り申出事由発生日は、令和2年8月1日、買取り申出事由発生者は、申請者と同一のご本人ということになります。買取り申出をする生産緑地は、今里■■■■■■■■■■■■■■■■、地積、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。また、買取り申出事由の故障という表記についてですが、先ほど少し説明させていただきましたが、生産緑地法の買取り申出ができる場合は、30年が経過した場合のほかに、主たる従事者が死亡し、または従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときと定められていることから、今回、故障というふうに記載させていただきました。今回の■■■さんにつきましては、農作業は不可能と判断するという旨の記載のある医師からの診断書によりまして、都市計画課と事前相談も済んでおりまして、事由といたしましては、身体の故障によるものとお考えいただければと思います。

続きまして、現地の案内図と写真につきましては、先ほどの資料2をご覧になっていただければと思います。

事務局でこちらの農地に関しまして、8月12日に現地確認をいたしましたが、農地として適正に管理されておりました。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

【11番委員】 今ご説明をいただきました買取り申出事由のことですけれども、単に故障ということだけでは、議案書として見たときに、先ほど口頭では説明がございましたけれども、例えば故障であるにしても、先ほどつけ加えられたように、身体の故障で括弧して病氣療養中で回復の見込みがないというふうなことだとか、農作業が不可能であるというふうなことを具体的に書かないと、単に故障ということだけでは何の故障なのかさっぱり分からない。この議案書で読み取れるように、その辺のところは明記すべきだと思います。それらを修正していただければ、別に何ら問題ないと思います。

【事務局長】 今ご提案があった件につきましては、担当から私も話を昨日の調査の結果とか、その話を聞いて改めて議案書を読み直して、感じたところではございます。この部分に関しては、生産緑地法施行規則という建設省令が、今、国土交通省になっていますけれども、建設省令がありまして、第5条に、農業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とするとなっております。第1号があって、その下に、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トと5つの号の細分があるのですね。その故障についてはイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの中では障害というふうに書いてあるのですね。例えば精神の著しい障害とか、胸腹部臓器の機能の著しい障害と書いてあるのです。これを書くのがいいのかなど。建設省令の第5条第1号の細分〇〇〇〇というふうに書くのが本来の姿なのかという気がします。これ、実はあまり頻繁に出てくる議案ではないので、次回、議案が出たときに検討させていただければと思いますので、それでよろしいでしょうかね。

【議長】 よろしいでしょうか。
ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 8 ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

8 ページ、農地法第 4 条、受付番号 8 と 9 の 2 件、9 ページから 10 ページの農地法第 5 条、受付番号 4 1 から 4 6 の 6 件、合わせて 8 件について事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 では、説明させていただきます。

農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが、農地法第 4 条第 1 項第 8 号と農地法第 5 条第 1 項第 7 号です。

議案書 8 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和 2 年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの間に届出がされたものです。

受付番号 8 から 9 の 2 件で、畑、689 平米、田、0 平米、合計、689 平米です。

続きまして、議案書の 9 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和 2 年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの間に届出がされたものです。

受付番号 4 1 から 4 6 までの 6 件で、田、12 平米、畑、500 平米、合計、512 平米です。

これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議 長】 それでは、農地法第 4 条、受付番号 8 と 9、農地法第 5 条、受付番号 4 1 から 4 6 について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地法第4条の受付番号8と9、農地法第5条の受付番号41から46について、一括して了承とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、一括して了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了とさせていただきます。長時間、ありがとうございました。

(終了 午後2時)